

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の再エネ比率36~38%という野心的な目標の実現に向けて、S+3Eを前提に、再エネの大量導入が不可欠。
- 一方、こうした再エネの大量導入を円滑に進めるためには地域と共生した再エネ導入が重要となる。特にFIT制度の開始以降リードタイムの少ない太陽光発電設備を中心に再エネの導入が進み、また多様な事業者が参入する中、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まり、現に様々な課題が浮き彫りとなってきており、早急な対応が必要。
- また、適地や系統の制約が顕在化する中で、新規開発に加え、既設の再エネ設備の最大限の活用や長期電源化に向けた検討を深めていく必要がある。
- 足元では、ロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー情勢の変化など、我が国のエネルギーをめぐる情勢が日々刻々と変化していることも最大限考慮していく必要がある。
- 政府においては、エネルギーの安定供給の確保を大前提に、経済社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、グリーン TRANSFORMATION (GX) を実行すべく、必要な施策の検討に着手している。再エネ政策については、必要な次世代ネットワークの構築や調整力の確保を進めていくとともに、再エネを最大限導入する具体的な取組を更に加速させていく必要がある。
- 本WGでは、地域と長期に共生する再エネ導入を加速するために、事業規律の強化に向けた制度的措置の具体化とともに、既設再エネの最大限の活用策について、スピード感をもって検討を行う。

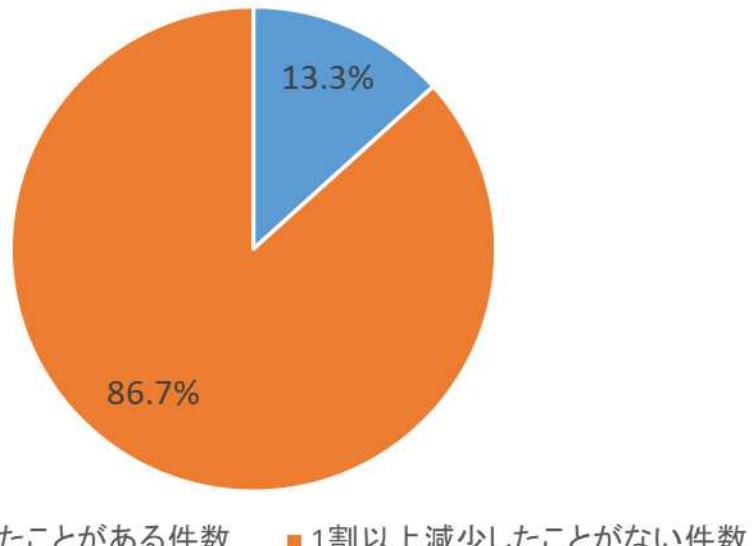
出典：経済産業省ウェブサイト
第1回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 資料3より抜粋
(2022年10月17日)

(参考) 管理不全等による設備利用率の低下

- 事業用太陽光のうち、過去前年対比1割以上設備利用率が低下したことがある案件は、全体の13.3%。
- こうした設備利用率の大幅な低下の要因としては、設備不良や管理不全の可能性が考えられる。このため、適切なパネルの更新・増設やO&Mの実施によるkWhの増加によって事業性が改善することが期待できる。

※2012年（FIT制度開始）以降の年間日射量の変動幅は10%の範囲内に収まっている（右下図参照）。

前年対比1割以上設備利用率が低下したことがある
案件件数の割合



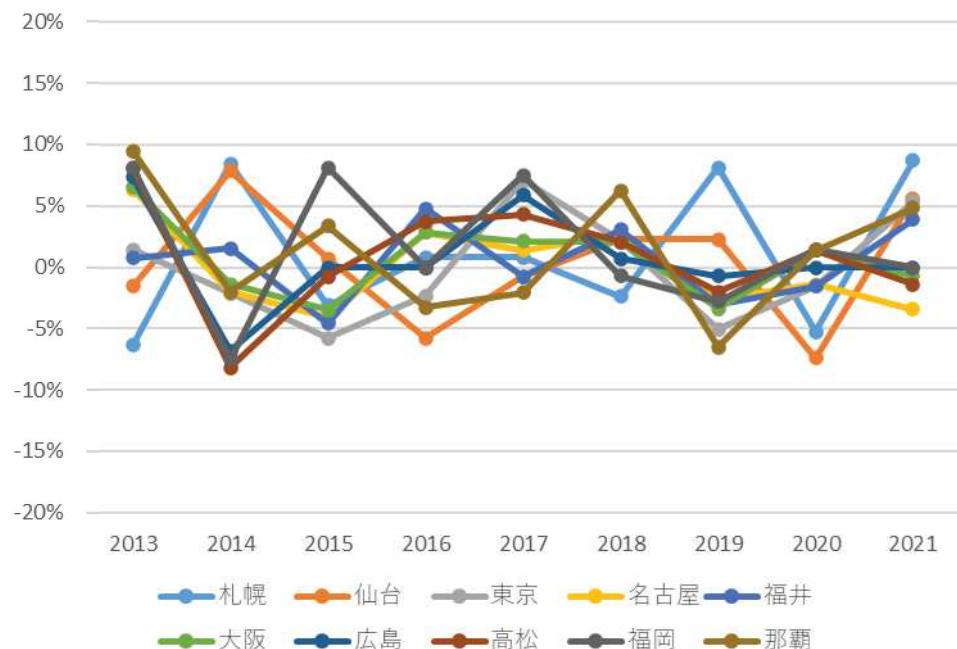
(出典)FIT認定情報より資源エネルギー庁作成

※20年6月～21年5月の12ヶ月間稼働している事業用太陽光を対象に、各年度6月から翌5月までの発電実績で対比。

※設備不良や管理不全の他日射量の影響も含まれている。

※稼働率の異常値(50%以上)を記録している案件は除外。

(参考) 日射量変動（前年対比）の推移



※気象庁 全天日射量データより資源エネルギー庁作成

出典：経済産業省ウェブサイト
第1回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
資料3より抜粋（2022年10月17日）

地域と共生した事業規律の確保（現状の問題点）

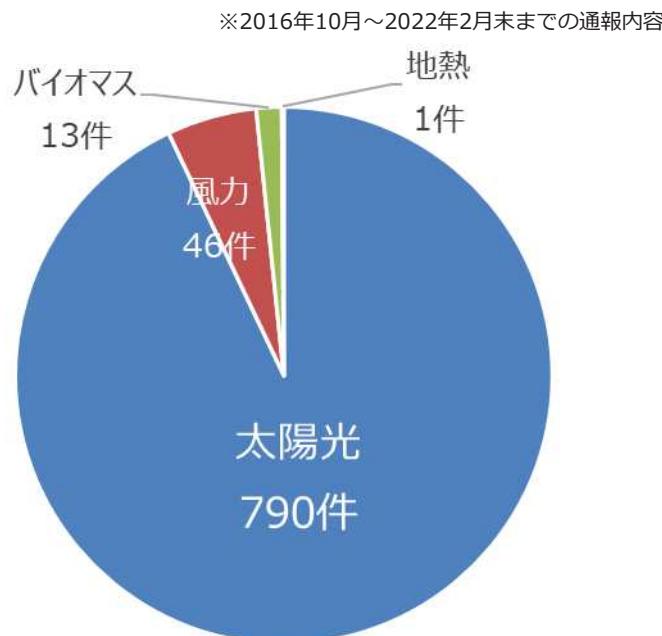
出典：経済産業省ウェブサイト
第1回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 資料3より抜粋(2022年10月17日)

- 地域におけるトラブルが増加しており、**2016年10月～2022年2月末で850件の相談あり。**そのうち、**9割以上を太陽光発電が占めている。**
- 再エネの導入による**地域住民の懸念が顕在化**し、実際、法令遵守できていない設備や**地域で問題を抱えている設備が存在。**

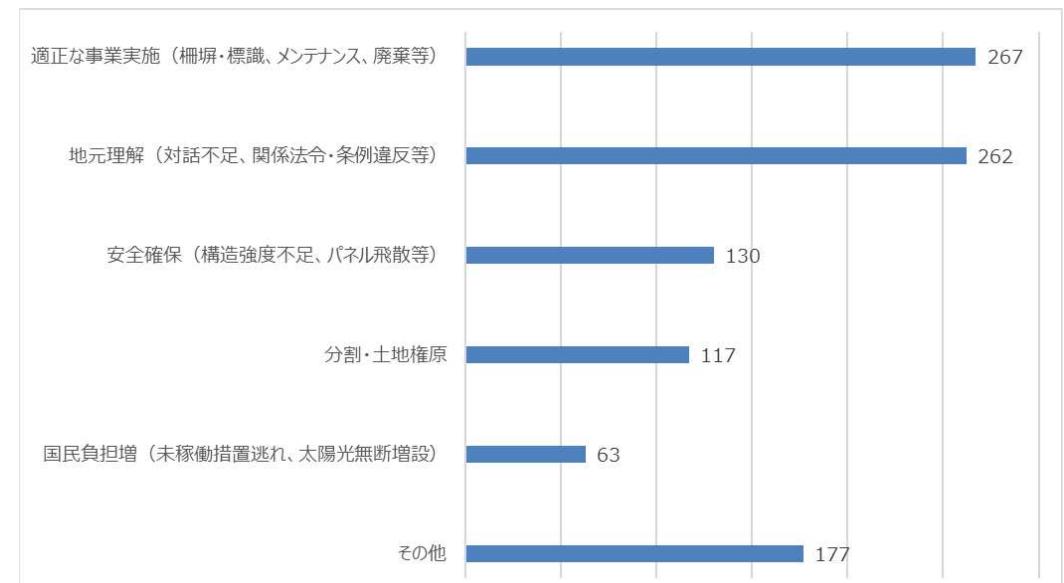
＜主な相談事項＞

- **適正な事業実施への懸念**（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- **地元理解への懸念**（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- **事業による安全確保への懸念**（構造強度への不安、パネル飛散等）

＜情報提供フォーム（資源エネルギー庁HP）への相談内容（電源種別）＞



＜情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容＞



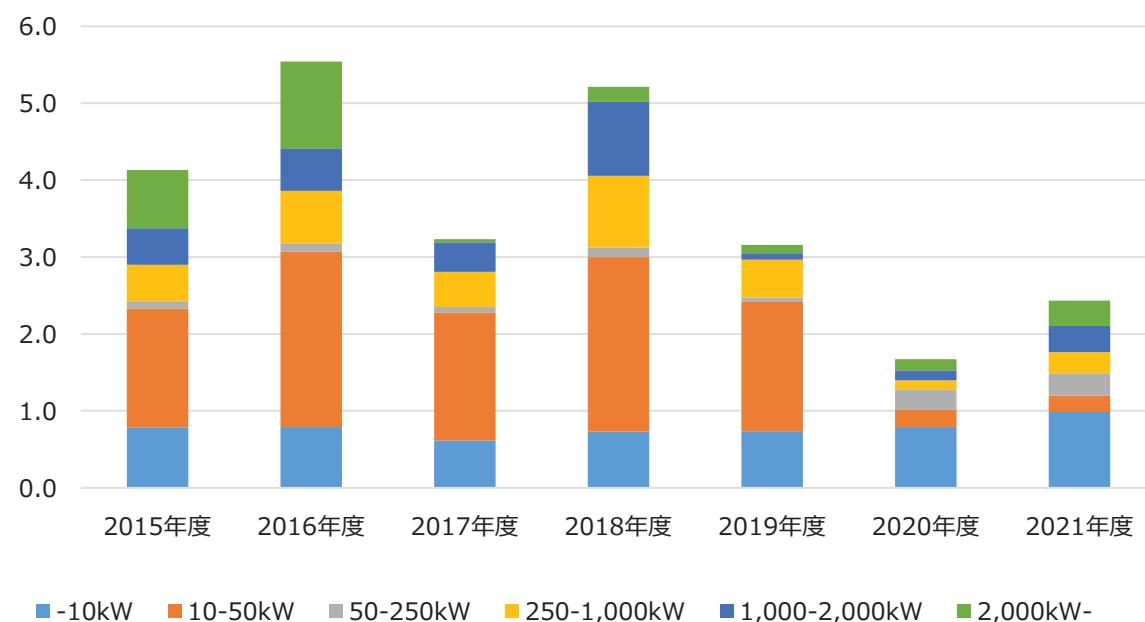
※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

再エネ発電事業の推進

- 適地制約に伴い、認定容量は減少傾向にある。こうした状況の中、再エネ発電事業を推進し再エネの大量導入を実現するためには、再エネの新規導入に加えて、既に土地や系統が確保されている既設再エネを最大限活用するという視点が重要。
- また、既設再エネの最大限の活用を進める上では、既設設備が長期に渡り運用されることや、増出力を推進することが重要。設備更新に伴い再エネ発電設備の増出力が見込まれる場合など、再エネ設備を最大限活用して行く取組については、適切な環境整備のあり方を検討していく必要がある。

太陽光発電の規模別認定量の推移
(利潤配慮期間以降)

第44回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料2より抜粋 (2022年8月)

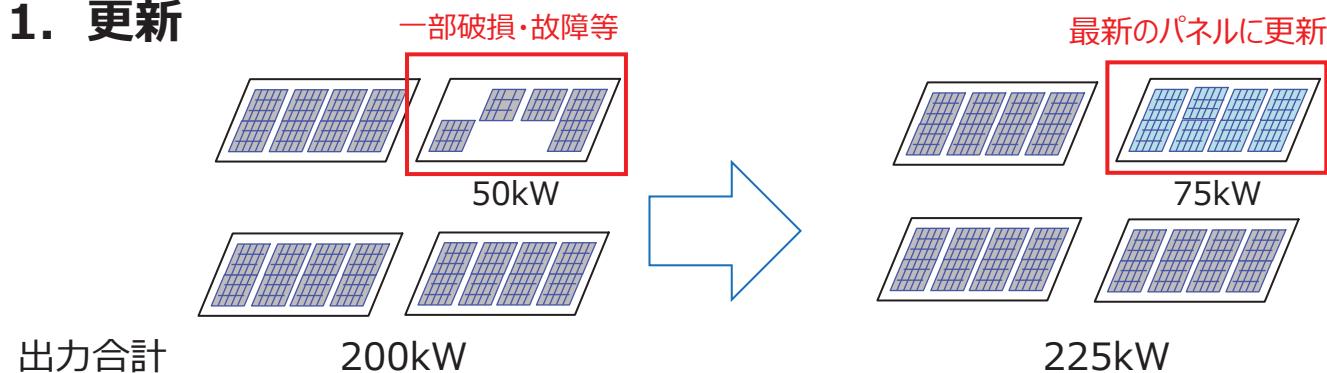


※2021年度の250kW以上は落札量

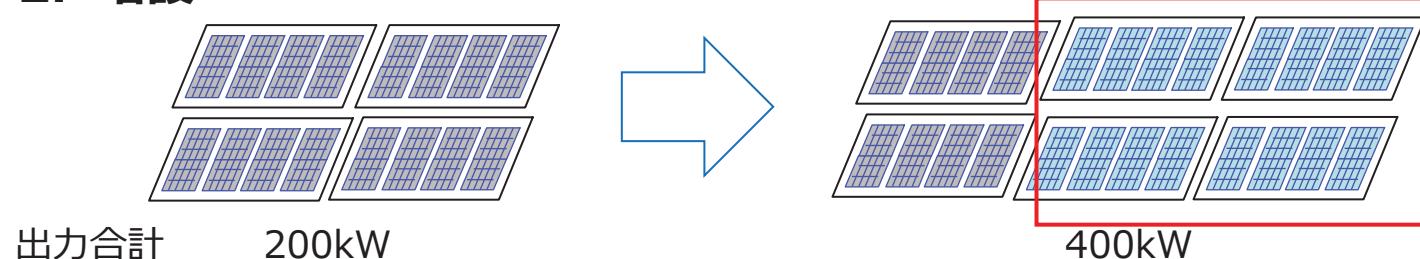
太陽光発電設備のパネル更新/増設 (=既設再エネの有効活用)

- 再エネ36~38%の実現のためには、適地への新規の再エネ大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている既設再エネの有効活用も重要。
- 現在は、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。（太陽電池の増出力分が3kWもしくは3%以内であれば例外的に許容）
- 一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進するべきものであるところ、国民負担の増大を抑止することを前提に、こうした取扱を検討する。

1. 更新



2. 増設



事業譲渡の際の手続強化

- 現行制度では、認定事業の譲渡があった場合は変更認定申請を行うこととされている。事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様のトラブルが発生し得るところ、現に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じている。
- そのため、事業譲渡の変更認定において、関係法令に違反している等認定基準に違反している案件については認定不可とするなど、厳格な対応を行う必要がある。
- 加えて、事業譲渡の際に必要となる変更認定申請においても、周辺住民への周知を求めるなどの手続の強化を図ってはどうか。なお、現行制度においても変更認定申請においては新規認定と同等の要件が準用されている。

<再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（抄）>

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2～3（略）

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～七（略）

5～7（略）

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第十条 認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～3（略）

4 前条第四項（第五号イ及びハを除く。）から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

5（略）

出典：経済産業省ウェブサイト
第3回再生可能エネルギー長期電源化・地域
共生ワーキンググループ 資料3より抜粋
(2022年11月9日)

個別論点①：事業譲渡の規制態様

- 事業譲渡の規制態様として、認定事業の譲渡そのものを禁止することも考えられる。しかし、以下の理由から事業譲渡 자체を禁止することは慎重に考える必要がある。
 - 再エネ特措法は、再生可能エネルギー発電事業のにつき、認定基準を遵守した認定計画に対して、権利を付与することによって、再生可能エネルギー源の利用の促進を目的とした法であり（同法第1条）、発電事業そのものを規制する法ではないうえ、認定の対象は事業計画であって事業者ではない。再エネ特措法において、発電事業の譲渡 자체を禁止することは法の目的を逸脱していると考えられないか。
 - 事業者には営業の自由及び財産権が保障されており、こうした重要な権利に対して公権力が事業譲渡 자체の禁止などの極めて強度な制限を加えるためには、相応の理由が必要。こうした理由を考慮せず認定計画や関係法令を遵守する新たな事業者に対して一律に事業譲渡 자체を禁止することは慎重に検討するべきではないか。
 - 再エネの地域と共生した長期電源化の観点からは、例えば独立して各地に存在する低圧事業用太陽光などは、中長期的に地域と共生する責任ある事業者などに対して集約化を促すなどしていくことも必要。こうした適切な主体に対する事業譲渡は望ましく、事業譲渡 자체の禁止ではなく、適切な事業譲渡を促す制度設計を検討するべきではないか。
- そこで、認定申請段階と同様に、事業譲渡による変更認定申請段階における手続厳格化を通して規制るべきではないか。例えば説明会開催等による事前周知を申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討も必要（例えば、譲渡前の運用が譲渡後も引き継がれることにつき住民の理解を得る必要があるなど）。

出典：経済産業省ウェブサイト
第3回再生可能エネルギー長期電源化・地域
共生ワーキンググループ 資料1より抜粋
(2022年11月9日)